

化学物質に関する法改正の動き

(社) **日本試薬協会 安全性等検討委員会** (執筆担当: 関東化学株式会社 藤城 邦久)

化学物質に関係のある法律で平成16年6月から平成16年8月までに改正のあったものの概要をご紹介いたします。これらは概要のためすべての内容は網羅しておりません。詳細は必ず官報、ホームページ等でご確認ください。

1.工業標準化法

法律第95号(平成16年6月9日付官報)により、 工業標準化法が改正された。改正内容の概要 は以下の通り。(平成17年10月1日施行)

[経済産業省

http://www.meti.go.jp/kohosys/press/ 0004986/0/040302jis1.pdf **]**

- 1)川Sマーク表示制度が、国による認定から、 民間の第三者機関(登録認証機関)による 認証制度へ変更された。
- 2)川Sマーク表示対象に関する「指定商品制」が廃止された。
- 3 川S適合性表示の自由度が向上された。
- 4)試験事業者登録制度(JNLA制度)の対象 範囲が拡大された。

2. 国民保護法

法律第112号(平成16年6月18日付官報)により、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が制定された。そのため、以下の対応が必要となる。

- 1)生物剤・毒素を含む危険物質の保有状況について定期的に報告する義務が生じる。
- 2)武力攻撃や大規模テロが発生した場合や それが予測される場合に、国は生物剤・ 毒素を含む危険物質の廃棄や移転等の命 令が出せる。事業者はその命令に従わな ければならない。

3. 毒物及び劇物取締法

政令第224号(厚生労働省)平成16年7月2日

付官報)により、毒劇法施行令の一部が以下 の通り改正された。(平成16年10月1日施行)

- 1)交替運転手の同乗要件が「距離」から「時間」に変更された。運搬経路、交通事情等から判断し、連続して運転する時間が4時間を越える場合、または1人の運転手の1日当たりの運転時間が9時間を越える場合には、交替運転手の同乗が必要となる。
- 2)同乗者は運転できる者でなければならない。(従来は運転出来ない助手の同乗でもよかった。)

4. 化審法(「第二種監視化学物質」の指定)

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第5号 (平成16年7月2日付官報)及び同省告示第6号 (平成16年8月11日付官報)により、以下の化 学物質が第二種監視化学物質として指定された。

〔製品評価技術基盤機構

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/
news.html#kokuji]

【第二種監視化学物質に指定された化学物質】

- 1)アクロレイン
- 2)2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピル アミノ-1,3,5-トリアジン(別名 アトラジン)
- 3 (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 (別名 M C P 又はM C P A)
- 4)2(ジエチルアミノ)エタノール
- 5)2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名 2,4-D 又は2,4-PA)
- 6)p-ジクロロベンゼン
- 7)2,3·ジシアノ·1,4·ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)
- 8)2(ジ-n-プチルアミノ)エタノール
- 9)2,6-ジメチルアニリン
- 10)トリクロロニトロメタン(別名 クロロピク

リン)

- 11) 1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)トリオン
- 12) , , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)
- 13) p-トルイジン
- 14) ニトリロ三酢酸
- 15)ピクリン酸
- 16)o-フェニレンジアミン
- 17) メチル = イソチオシアネート
- 18) 6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサ リン-2-オン
- 19) 2-(1-メチルプロピル)4,6-ジニトロフェ ノール
- 20) 9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピ ラン-7-オン(別名 メトキサレン)
- 21)2-アミノ-5-ニトロベンゾニトリル
- 22) 4-[(4-アミノフェニル) 4-イミノ-2,5-シ クロヘキサジエン-1-イリデン)メチル]-2-メチルペンゼンアミン塩酸塩(別名マ ゼンタ)
- 23) 2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名ア メトリン)
- 24) 5-エチル-5-フェニル-2,4,6(1H,3H,5H) ピリミジントリオン(別名 フェノバルビ タール)
- 25)ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジア ミノフェニルアゾ)-1,1'-ピフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名 CI ダイレクトブラック38)
- 26)2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4 (1H)ピリミジノン(別名 プロピルチオ ウラシル)
- 27) 5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン
- 28) 1.3-**ジブロモプロパン**
- 29)チオアセトアミド
- 30) テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキ シ-4,4'-ピフェニリレン)ピス(アゾ)] ピ

- ス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレクトブルー15)
- 31)ナトリウム=3-(N-{4-[(4-{ジメチルアミ ノ}フェニル)(4-{N-エチル[(3-スルホナ トフェニル)メチル]アミノ}フェニル)メ チレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリ デン}-N-エチルアンモニオ)ベンゼンス ルホナート(別名 CIアシッドパイオレッ ト49)
- 32)p(フェニルアゾ)アニリン
- 33)4,4'-メチレンピス(N,N-ジメチルアニリン)
- 34)4,4'-メチレンピス(2-メチルシクロヘキ サンアミン)
- 35)臭化リチウム
- 36)二クロム酸ナトリウム
- 37 **)**1,1,2,2-テトラプロモエタン
- 38)2(1-メチルエトキシ)エタノール
- 39)4(1-メチルエテニル)フェノール
- 40)4-tert-ブチルフェノール
- 41)2,2'({3-ベンズアミド-4-[(6-クロロ-1,3-ベンゾチアゾール-2-イル)ジアゼニル] フェニル}イミノ)ジエチル=ジアセター (例名CIディスパーズレッド206)
- 5.安衛法関連の通達(インジウム・スズ酸化物 等取扱い作業における当面のばく露防止対 策について)

基安化発第0713001号 厚生労働省労働基準 局安全衛生部化学物質対策課長通達(平成16 年7月13日付)により、酸化インジウム又はイ ンジウム・スズ酸化物の製造又は取扱い事業 場に対して、作業者への暴露防止対策を講じ るように指導があった。詳細は安全衛生情報 センターホームページ参照。

〔安全衛生情報センター

http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-45/hor1-45-20-1-0.htm]